五洋建設グループ
持続可能なサプライチェーン方針・ガイドライン

2023 年 11 月 21 日策定
2026 年 11 月　9 日改定

五洋建設グループ　持続可能なサプライチェーン方針

五洋建設グループは、取引先と対等な立場に立った適正取引を行い、連携、共存共栄を図るパートナーシップの構築を推進します。
また、取引先とともに、法令の遵守、人権の尊重、環境への配慮等に取り組み、持続可能なサプライチェーンを構築します。

五洋建設グループは、経営理念である「社会との共感」、「豊かな環境の創造」、「進取の精神　の実践」を実現するために、サステナビリティ経営を実践しています。「五洋建設グループ行動規範」においては、取引先とのパートナーシップ推進と、持続可能　なサプライチェーンを構築することを定めており、取引先の皆様とともに、社会の持続的な　発展に貢献し、成長し続けていきたいと考えています。

この考えを取引先の皆様とともに推進するため、「持続可能なサプライチェーン方針」と「持　続可能なサプライチェーンガイドライン」を策定しました。 取引先の皆様に本方針・ガイドラインに沿った取り組みの実践をお願いするとともに、皆様　のお取引先に対しても本方針・ガイドラインに沿った取り組みの働きかけをお願いします。

持続可能なサプライチェーンガイドライン

１．誠実な企業活動

１）法令等の遵守

- 事業を行うすべての国・地域において、法令や国際ルールを遵守するとともに、社会的規範と倫理に則り、高い倫理観で良識ある行動をする。

２）公正な競争と適正な取引

- 法令等を遵守の上、公正で透明、自由な競争、適正な取引を行う。

３）取引先とのパートナーシップ推進と持続可能なサプライチェーンの構築

- 取引先と対等な立場に立った適正取引を行い、連携、共存共栄を図るパートナーシップの構築を推進する。
- 取引先に対して優越的地位の濫用等の不当な行為は行わない。
- 取引先に対して五洋建設グループ持続可能なサプライチェーン方針・ガイドラインに沿った取り組みを働きかけ、取引先とともに持続可能なサプライチェーンを構築する。

４）適正な会計処理・納税

- 適正な会計処理を行うとともに、税務関係法令等を遵守し、適正な申告と納税を行う。

５）情報・資産の適切な管理と使用

- 秘密情報と個人情報、知的財産権等を適切に管理、又は保全する。

６）贈収賄・腐敗行為の防止

- 政治や行政をはじめとした他者との関わりについて、各国・地域の関係法令等を遵守し、健全で正常な関係を維持するとともに、贈収賄に該当する行為を含むあらゆる形態の腐敗行為を禁止する。

７）反社会的行為の根絶

- 反社会的勢力や団体からの不当な要求に応じたり、これらを利用するような反社会的行為を禁止する。

８）リスクマネジメント

- 平常時から自然災害等、事業における種々のリスクを想定し、リスク発生時における事業の継続や早期再開を図るため、体制、計画の整備や訓練を実施する。

２．人間尊重、社会・環境との共生　(H3)

１）人権の尊重

- 人権に関する国際規範等に則り、一人ひとりの人権を尊重し、人種、民族、性別、国籍、宗

教、信条、障がい、年齢、出身地、出自、性的指向、性自認、性表現等に基づく差別につながる行為や相手の人格と尊厳を侵害するようなすべての非人道的な扱い、ハラスメント行為を禁止する。

- ●関係法令等を遵守し、労働時間と休日を適正に管理するとともに、時間外労働における割増賃金等、適正な賃金を支払う。また、法定最低賃金はもとより、生活賃金（生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金）以上の支払いに努める。
- ●あらゆる形態の強制労働・児童労働を行わない。
- ●従業員の結社の自由と団体交渉権を尊重する。
- ●外国人労働者等の人権に十分配慮し、不当な行為を行わない。
- ●先住民、地域住民の人権に十分配慮し、責任ある事業活動を行う。

２）DE&I（ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン）の推進

- ●多様性を尊重するとともに、各人の能力を最大限に発揮できるよう、働きやすく、働きがいのある職場環境の整備に取り組む。

３）安全・安心な職場環境づくり

- ●安全最優先で取引先と一体となった労働災害防止活動を行う。
- ●快適で安心して働くことができる職場環境の整備に取り組む。
- ●労働災害が発生した場合には、速やかな対応と報告を徹底する。

４）良質な社会インフラ・建築物の建設

- ● 技術に裏打ちされた確かな品質で、良質な社会インフラ・建築物の建設及びサービスを提供する。
- ● 技術開発・技術力の向上に努め、多様な社会課題の解決を目指す。
- ● 品質に関する不具合等が発生した場合は、速やかな対応と報告を徹底する。

５）気候変動問題への取り組み

- ● 気候変動問題へ対応するため、事業活動における温室効果ガス排出削減に取り組む。

６）環境の保全と創造

- ● 地球環境及び生物多様性を保全するため、環境汚染の防止、資源循環の推進、水資源の有効利用に努めるとともに、事業活動を通じて水域環境の創造等、自然との共生に貢献する。

７）ステークホルダーとのコミュニケーション、会社情報の適切な開示

- ● 広くステークホルダーとのコミュニケーションに努め、適時適切な情報開示を行う。

８）地域社会への貢献

- 地域の文化・慣習等を尊重するとともに、工事中の安全確保と環境保全（公衆災害・環境事故の防止）等、誠実な建設事業活動を行うことにより地域社会との共生を図る。
- 自然災害発生時には、迅速な災害支援活動を行う。

本ガイドラインの徹底について　(H3)

- 本ガイドラインに沿った取り組みを推進するために、社内における周知や教育に努めて いただくとともに、当社が実施する説明会等への積極的な参加をお願いします。
- 本ガイドラインに沿った取り組み状況の把握のために、五洋建設グループは取引先の皆 様に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、必要に応じて指導や支援等を実施 しますので、ご協力をお願いします。
- 五洋建設グループ及び取引先の事業活動において、法令違反や不正行為等の疑いがある 事象を見聞きした場合は、当社グループの「コンプライアンス相談窓口」、「人権相談窓口」、又は「ハラスメント相談窓口」へ通報をお願いします